

役員、評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人安達学園の寄附行為第36条の規定に基づき、法人役員（理事長、理事及び監事「以下同じ」。）及び評議員の報酬等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤役員には役員報酬を支給する。

2 役員報酬は次のとおりとする。

(1) 理事長……………年額¥4,800,000

(2) 理事……………年額¥2,400,000

3 役員報酬の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

(報酬の変更)

第3条 前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって変更することがある。この場合には、理事会で決定する。

(非常勤役員の手当)

第4条 非常勤役員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

2 手当は、次のとおりとする。

(1) 非常勤役員……………月額¥30,000

3 手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

(常勤評議員の手当)

第5条 常勤評議員には月額給与にて特別手当を支給することができる。

2 前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって決定する。

3 手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

(非常勤評議員の手当)

第6条 非常勤評議員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

2 手当は、次のとおりとする。

(1) 非常勤評議員……………月額¥20,000

3 手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

(旅費等)

第7条 法人役員及び評議員が、当該職務において出張した場合には、次のとおりとする。

(1) 常勤役員・常勤評議員 別に定める旅費規程に準ずる。

(2) 非常勤役員・非常勤評議員 交通費実費を支給する。

(3) 職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(特別事項)

第8条 この規程に定める職を二つ以上兼ねている場合は、高順位の職に対する報酬又は手当を支給し、重複して支給しない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経るものとする。

(細則の制定)

第10条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年5月1日から施行する。ただし、施行前に既に行われている事項は、本規程に反しない限りこれを踏襲するものとする。
- 2 この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 8 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 10 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 11 この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 12 この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。